



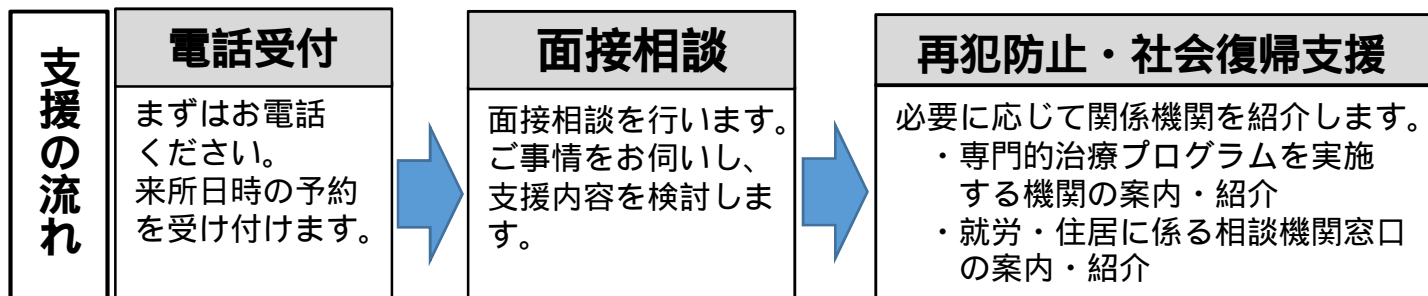
茨城県の相談窓口(性暴力を行った方)



- ・性犯罪で服役して出所したが、もう再犯したくない
- ・性犯罪で保護観察は終わったが、誰かに相談したい
- ・自分の性的な言動で人を傷つけたくない
- ・痴漢や盗撮をやめたい

性に関する問題には、あなた一人だけでは解決が難しく、治療や支援が必要となる場合があります。あなたが性暴力の加害者にならずに、社会の中でよりよく生きていけるよう、私たちがあなたをサポートします。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください



支援内容は、お話しをお伺いした上で決めますので、全ての支援が必ず受けられるわけではありません。

個人情報保護方針に基づき、厳格な個人情報管理を徹底します。

住居等の届出

子ども（18歳未満）に対する性犯罪をし、その罪に係る刑期の満了した日から5年以内に茨城県に住居を定めた場合、届出が必要です。（詳しくは、裏面をご覧ください）

相談時間：平日9時～17時（12時～13時を除く）
電話番号：029-301-3136
 （茨城県人権啓発推進センター 事前予約制）

まずはお電話ください



住居等の届出

茨城県では、令和4年11月に「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」を制定しました。令和5年4月1日から、この条例の第8条の規定に基づき、子ども（18歳未満）に対する性犯罪をした者は、拘禁刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過する日前に茨城県の区域内に住居を定めるときは、その日から14日以内に、茨城県に対して住居等の届出をする必要があります。

改正刑法施行（令和7年6月1日）前にした行為に係る罪については、「拘禁刑」を「懲役又は禁錮」に読み替えてください。

届出が必要となる方

18歳未満の者に対し下記の罪を犯し、その罪に係る刑期の満了した日から5年を経つまでに茨城県に住居を定める方。

<対象の罪>

- ・不同意わいせつ罪（改正前 強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪）
- ・不同意性交等罪（改正前 強制性交等罪、準強制性交等罪）
- ・監護者わいせつ、監護者性交等罪
- ・不同意わいせつ等致死傷罪（改正前 強制わいせつ等致死傷罪）
- ・**面会要求等罪**
- ・営利目的等略取罪及び誘拐罪（わいせつ目的の場合）
- ・名誉き損罪（茨城県性暴力の根絶を目指す条例第2条第1項に規定する性暴力の場合）
- ・侮辱罪（茨城県性暴力の根絶を目指す条例第2条第1項に規定する性暴力の場合）
- ・強盗・不同意性交等及び同致死罪（改正前 強盗・強制性交等及び同致死罪）
- ・児童に淫行させる行為
- ・**児童買春罪**
- ・児童ポルノ製造罪
- ・常習強盗不同意性交等及び同致死罪（改正前 常習強盗強制性交等及び同致死罪）
- ・**性的姿勢等撮影罪**

未遂罪の規定がある罪については、未遂罪の場合も届出が必要となります。

茨城県迷惑行為防止条例に基づく「卑わいな行為」及び茨城県青少年の健全育成等に関する条例に基づく「みだらな性行為等」については、届出が必要な場合もあります。

改正刑法施行（令和5年7月13日）前にした行為に係る罪は、従前の罪名に読み替えてください。

該当する罪について詳細を確認したい方は、茨城県ホームページに資料を掲載しています。

QRコードを読み込んで、ホームページをご確認ください。



届出に必要なもの

○届出書

様式は、茨城県人権啓発推進センターのホームページで入手できるほか、電話もしくはメールで問い合わせいただければ、郵送します。

（メールアドレス：koso5@pref.ibaraki.lg.jp）

届出の方法

- ・届出の方法は、来所又は郵送とします。
- ・届出にあたり、来所又は郵送先をお伝えするため、表面記載の電話番号にお電話ください。

届出られた情報は、条例第8条第2項の規定に基づき、届出者の再犯防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外には使用しません。

届出を受け付けた後は、届出者の意向に応じ、表面に記載の再犯防止及び社会復帰のための支援を行います。